

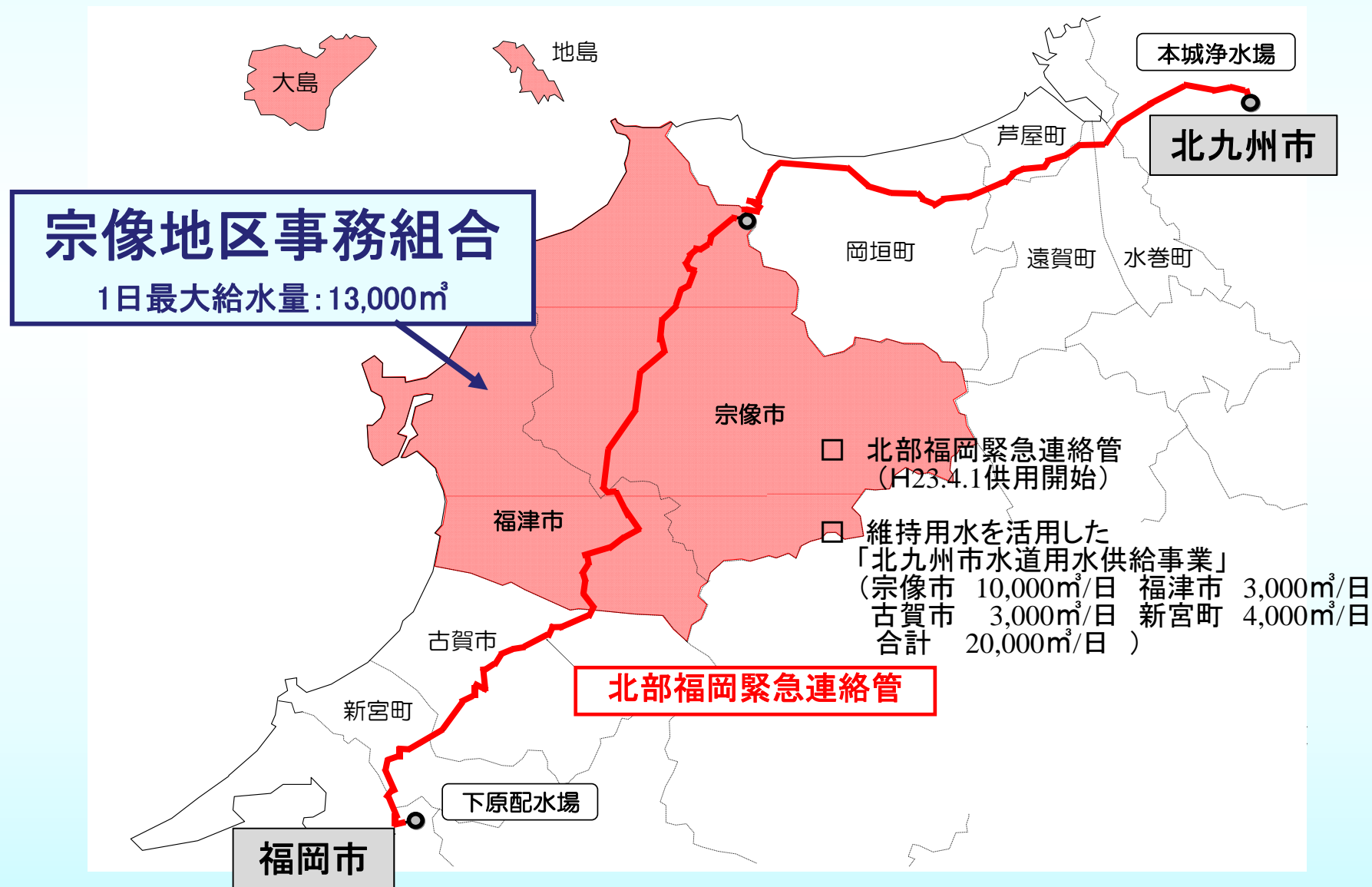
宗像地区事務組合水道事業包括業務委託



令和元年12月13日

北九州市上下水道局計画課

包括業務受託の実施に至る背景



宗像地区事務組合の概要

北九州市と宗像地区事務組合の水道事業の比較

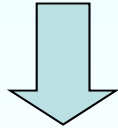
項目		北九州市 (芦屋町・水巻町含む)	宗像地区事務組合 (宗像市・福津市)	比較 (概ねの比率)
計 画	計画給水人口	1,106,100 人	147,920 人	7.5 : 1
	計画1日最大給水量	537,000 m ³ /日	51,100 m ³ /日	10.5 : 1
H29 年 度 実 績	給水人口	994,209 人	138,312 人	7.2 : 1
	有収率	90.6%	90.6 %	—
	一日最大給水量	330,139 m ³ /日	40,529 m ³ /日	8.1 : 1
	一日平均給水量	305,258 m ³ /日	36,370 m ³ /日	8.4 : 1
	給水原価	149.02 円	186.78 円	1 : 1.3
水道料金(φ13 mm, 20 m ³ /月)		2,160 円(税込)	4,018 円(税込)	1 : 1.9

※ 北九州市は「事業年報(H29)」より、宗像地区事務組合は「福岡県の水道(H29)」より抜粋

※ 宗像地区の一日平均給水量は、年間給水量を365日で割った数値

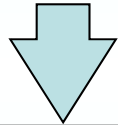
包括業務受託の経緯

平成22年 4月 宗像市、福津市の水道事業と宗像地区事務組合の
水道用水供給事業が事業統合



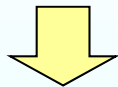
平成23年 4月 北九州市水道用水供給事業による
宗像地区への供給を開始

技術の継承が困難(宗像地区事務組合)



平成23年10月 北九州市と技術協力に関する協定を締結

平成 26年 2月 包括業務受託について、
宗像地区事務組合から北九州市に検討依頼



平成 26年 11月 包括業務委託に関する基本協定の締結

平成 27年 10月 事務の代替執行に関する規約を制定

平成 28年 3月 第三者委託の契約を締結

平成 28年 4月 包括業務受託を開始

包括業務受託の概要

■ 受託範囲

①水道の管理に関する技術上の業務

- ・ 水道施設の運転維持管理業務・水質検査業務・給水装置業務

②給水に関する業務

- ・ 給水契約・閉開栓・停水執行

③水道料金、手数料等の徴収に関する業務

- ・ 検針・調定・料金収納・未納整理

④水道施設の建設改良工事に関する業務

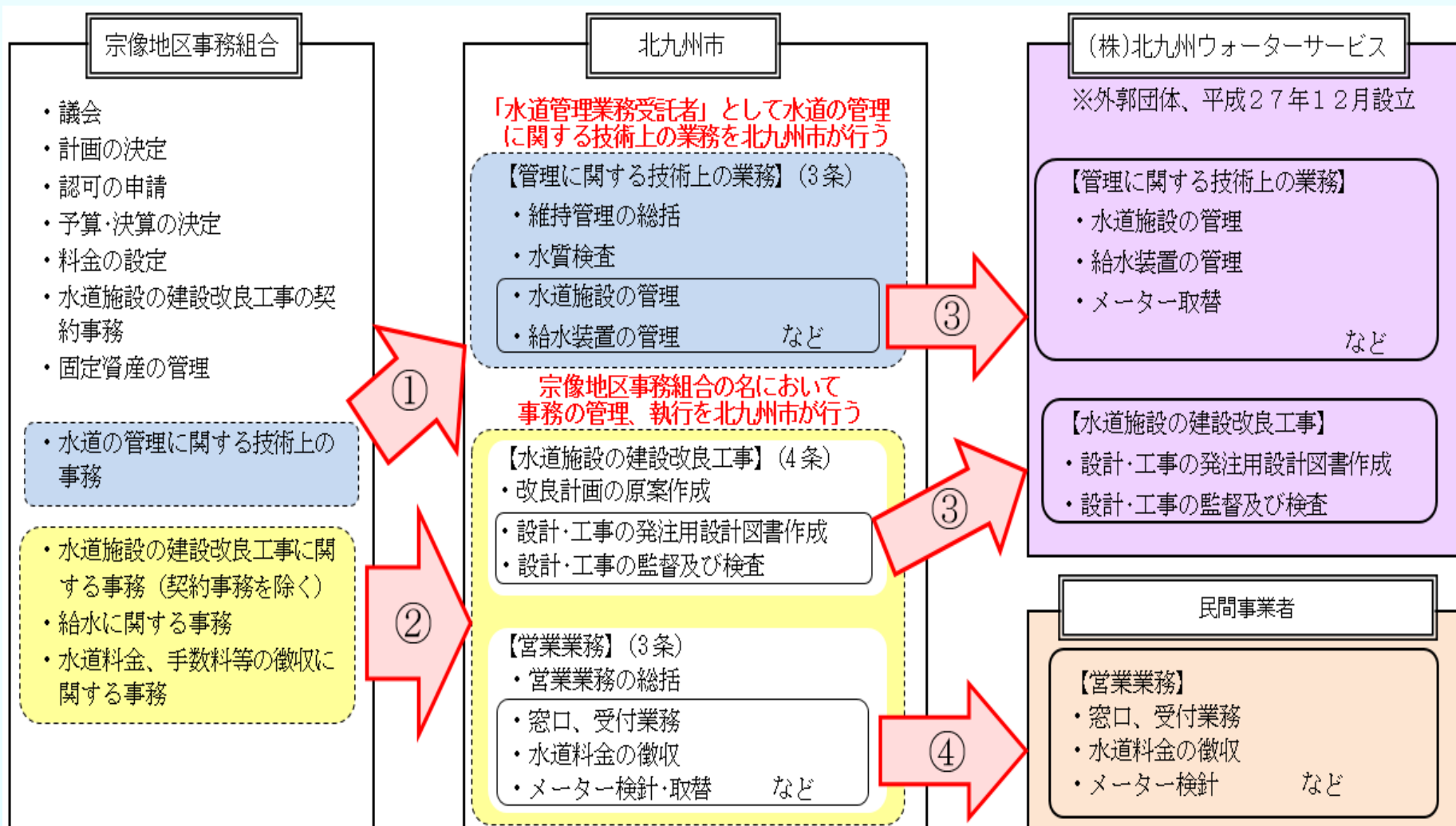
- ・ 建設改良工事の計画等に関する業務
- ・ 建設改良工事の設計、工事の監督、検査に関する業務(※契約事務を除く)

■ 受託方法

◇水道法第24条の3による第三者委託 ⇒ ①

◇地方自治法第252条の16の2に基づく事務の代替執行 ⇒ ②、③、④

水道法と地方自治法を組合せた包括受託の事業スキーム



① 水道法第24条の3による第三者委託

② 地方自治法第252条の16の2による事務の代替執行

③ 私法上の委託(特命随意契約)

④ 私法上の委託(プロポーザル方式)

宗像地区事務組合と北九州市における双方のメリット

■ 宗像地区事務組合のメリット

◇水道事業の継続の確保

- ・ 安全で安心な水を安定して供給することができる。

◇経費の縮減

- ・ 北九州市のシステム導入などによる効率的な運営に伴う経費の縮減。

■ 北九州市のメリット

◇地域貢献

- ・ 北部福岡都市圏の中核都市としての責務
- ・ 国内外へ技術力をアピール

◇水道技術の継承

- ・ 北九州市水道職員が他の水道事業者の業務に従事する機会を得ることは、高い水道技術を有する職員の育成に繋がり、本市の水道技術の継承に寄与する。

まとめ

水道法と改正地方自治法を組み合わせた包括業務受託

①水道法の「第三者委託」

⇒水道技術管理者の責任や権限を宗像地区事務組合から本市に移行

②地方自治法の「事務の代替執行」

⇒議会の関与や最終的な権利・責任を宗像地区事務組合に残したまま
本市が主体的に事務を執行可能

③外郭団体の活用

⇒(株)北九州ウォーターサービス等を活用することで効率的な業務体制を構築

④民間事業者の活用

⇒民間企業の専門性の高いノウハウの導入

○ 双方がともにWIN-WInの関係になる手法の構築

ありがとうございました。

